

令和7年第5回岐阜県議会定例会

条例その他議案
説明資料

厚生環境委員会

(環境エネルギー生活部・健康福祉部・子ども・女性部)

目 次

(条例その他議案関係)

議第 132 号	岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について	… 1
議第 133 号	岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	… 2
議第 134 号	岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	… 3
議第 135 号	岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	… 4
議第 142 号	指定管理者の指定について（岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター）	… 5
議第 143 号	指定管理者の指定について（岐阜県福祉・農業会館）	… 6
議第 144 号	指定管理者の指定について（岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナ）	… 7
議第 154 号	公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について	… 9
議第 155 号	公立大学法人岐阜県立看護大学が行う出資等に係る不要財産の納付の認可について	… 10

議第132号 岐阜県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

健康福祉部生活衛生課

1 条例改正の前提となる事実について

岐阜県食品衛生法施行条例（平成12年岐阜県条例第7号）について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、施設基準の改正を行うもの

2 改正内容

ア 別表第1で定める営業に共通する施設基準の改正

従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合に適用が除外される規定を明記

イ 別表第2で定める営業ごとの施設基準の改正

従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合に満たすべき要件を追加

3 施行日

令和8年4月1日

議第133号 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

子ども・女性部子育て支援課

1 改正の趣旨

- 国の調査研究において、一定程度の保育所等では、保護者の同意を得た上で、0～2歳児の乳幼児健康診査（市町村が実施する健康診査）の結果を入手し、子どもの健康状態を確認するために活用していることが明らかになった。
- このことを踏まえ、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施に資するよう、保育所等で実施する健康診断の基準について所要の改正を行う。
- ※ 国の基準改正に準じた改正

[改正する条例]

- ① 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ② 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ③ 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

- (1) 乳幼児健康診査の内容が、保育所等が行うべき健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるのこととする。
- (2) (1)の場合は、保育所等に対し、乳幼児健康診査の結果の把握を義務付ける。

3 施行日

公布の日から施行

議第134号 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・女性部子育て支援課

1 改正の趣旨

- (1) 職員の園児に対する虐待等の禁止について、国基準に合わせた規定方法に改めるもの
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うもの

2 改正の主な内容

- (1) 職員の園児に対する虐待等の禁止について直接規定
 - ※ 国基準の改正と同様の改正
 - ※ これまでも、児童福祉施設に関する基準条例を準用することにより虐待等の禁止について規定しており、実質的な変更なし
- (2) 認定こども園法の一部改正に伴う項ずれの処理

3 施行日

- 2(1)の内容 公布の日
2(2)の内容 令和8年4月1日

議第135号 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

子ども・女性部子ども家庭課

1 改正の趣旨

- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設並びに一時保護施設（以下「乳児院等」という。）に配置される職員について、資質の向上・専門性の確保を図るため、職員の任用要件を見直す。
※ 国の基準改正に準じた改正を行う。

2 改正の主な内容

- (1) 乳児院等の職員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加

[こども家庭ソーシャルワーカー]

- ・ こどもとその家庭を支援するための専門的な知識と技術を持つ福祉の専門職で、令和6年に新しく創設された認定資格
- ・ 児童福祉法の改正により、令和6年、児童相談所（本県では「子ども相談センター」）に勤務する児童福祉司の任用要件として追加された。

- (2) 児童自立支援施設の児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に「精神保健福祉士の資格を有する者」を追加

[精神保健福祉士]

- ・ 心の病や精神的な障がいを抱える人々の社会復帰や日常生活の支援を行う国家資格を持つ専門職
- ・ 児童自立支援施設に入所する被虐待経験のあるこどもや障がい等のあるこどもに対しソーシャルワークを行う上で高い専門性を有すると考えられる。

3 施行日

令和8年3月1日

※ 国の基準改正日と同日

議第142号 指定管理者の指定について (岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター)

環境エネルギー生活部環境生活政策課

1 趣旨

「岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター」の現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター
- ・所在地 不破郡関ヶ原町大字玉1565-3 他
- ・設置目的 自然公園及び東海自然歩道の利用者に対し、自然の営み及び人文景観等の生成に関する理解を助けること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 関ヶ原町
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 関ヶ原町
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

県が施設を設置し、管理運営は関ヶ原町に委託するという役割分担により整備を行った施設であり、管理運営費を県と同町が折半するスキームが確立されている。地域住民も利用する施設であることから、県と関ヶ原町が協働して管理運営をしていくことが適当であるため。

【参考】選定の経緯

令和7年6月19日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことが認められた。

議第143号 指定管理者の指定について（岐阜県福祉・農業会館）

健康福祉部健康福祉政策課

1 趣旨

「岐阜県福祉・農業会館」に係る現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施設名 岐阜県福祉・農業会館
- ・所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号
- ・主要な設備 貸会議室4室、入居団体事務室

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 株式会社三和サービス（岐阜市西鶴1丁目52番地）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 株式会社三和サービス
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

【参考】選定の経緯

令和7年7月1日

～8月12日 公募

応募団体：株式会社三和サービス（1団体）

10月20日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

・審査の結果、株式会社三和サービスを優先交渉権者に選定

議第144号 指定管理者の指定について
(岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナ)

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

県立障がい者スポーツ施設に係る現指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって満了するため、令和8年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

施設名	岐阜県福祉友愛プール	岐阜県福祉友愛アリーナ
所在地	岐阜市鷺山向井2563-18	岐阜市則武1816-1
主要な設備	メインプール、サブプール、トレーニング室、会議室、家族更衣室、駐車場	フロア、サウンドテーブルテニス室、家族更衣室、駐車場

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会（岐阜市下奈良2丁目2番1号）
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

[現在の指定管理者]

- ・団体名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
- ・指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4 特定者指名とする理由

(1) 県とともに障がい者スポーツを統括・推進する県内唯一の団体

県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの振興やスポーツを通じた障がい者の社会参加の推進等を目的に設立され、県・市町村・関係機関と連携して、各種障がい者スポーツ事業を展開する公益性の高い団体であるとともに、「清流の国ぎふスポーツ推進計画（R4.3月策定）」において、県全体の障がい者スポーツ振興を包括的に担う者として位置づけられた唯一の団体であること。

(2) 障がい者スポーツ事業の豊富な実施実績に基づく適切な指導が可能

平成14年度の協会設立以降23年間にわたり、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や、県パラスポーツ大会の開催及び各種スポーツの普及を推進してきた実績を有し、それらを通じて蓄積されたノウハウを生かした適切な指導、助言ができる団体であること。

(3) 障がい者団体との密接な連携が可能

県身体障害者福祉協会や県手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会連合会をはじめとした障がい者団体の代表を理事とする団体であり、障がい者の当事者団体として、各団体と密接な連携を図ることが可能のこと。

【参考】選定の経緯

令和7年8月6日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会

- ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うこと
- が認められた。

5 現行の指定管理との変更点

障がい者のさらなる社会参加を促進することを目的として、次のとおり変更する。

(1) 岐阜県福祉友愛プールの利用対象者の拡大

	現行	令和8年4月1日～
福祉友愛 プール	障がい者、介助者、 60歳以上の者	障がい者優先 (すべての人利用可)
福祉友愛 アリーナ	障がい者優先 (すべての人利用可)	

(2) 利用者の利便性、満足度の向上のための魅力向上事業の実施

スポーツ施設としての利用にとどまらず、施設内で飲食しながら休憩できるよう、カフェ、本や雑誌の設置といった環境づくりを行う。

議第154号 公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

健康福祉部医療福祉連携推進課

1 定款変更の前提となる事実について

羽島市による地籍調査の結果、公立大学法人岐阜県立看護大学の学校用地に河川区域が含まれていることが特定され、地目「堤」として分筆登記された。当該土地は、法人設立時（平成22年4月1日）に県から法人へ出資した土地の一部であるが、学校運営上必要ではないため、地方独立行政法人法第42条の2に基づく不要財産の納付の手続により、出資者である県へ納付される。

これに伴い、定款の別表のうち、学校用地の地積が変更となるもの。

2 改正内容

当該土地を県へ納付することに伴い、定款の別表のうち、学校用地の地積を「77, 304m²」から「73, 097m²」に改める。

3 施行日

総務大臣及び文部科学大臣の認可を受けた日

議第155号 公立大学法人岐阜県立看護大学が行う出資等に係る 不要財産の納付の認可について

健康福祉部医療福祉連携推進課

1 概要

羽島市による地籍調査の結果、公立大学法人岐阜県立看護大学の学校用地に河川区域が含まれていることが特定され、地目「堤」として分筆登記された。当該土地は、学校運営上必要ではないため、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第42条の2に基づく不要財産の納付の手続により、出資者である県へ納付されるもの。

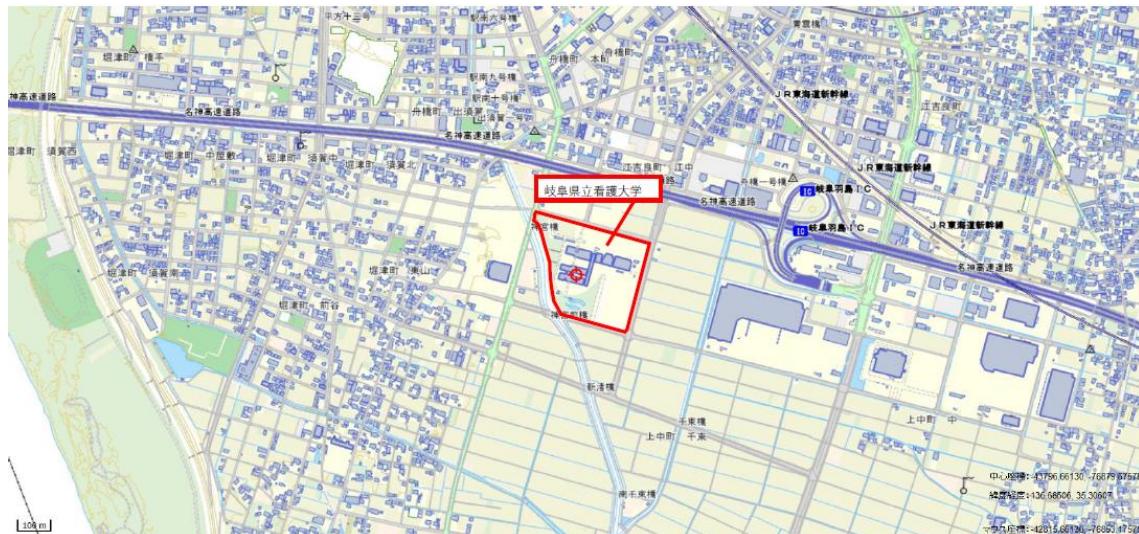
2 認可の妥当性

法第42条の2第1項において、「地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体に納付するものとする」とこととされている。

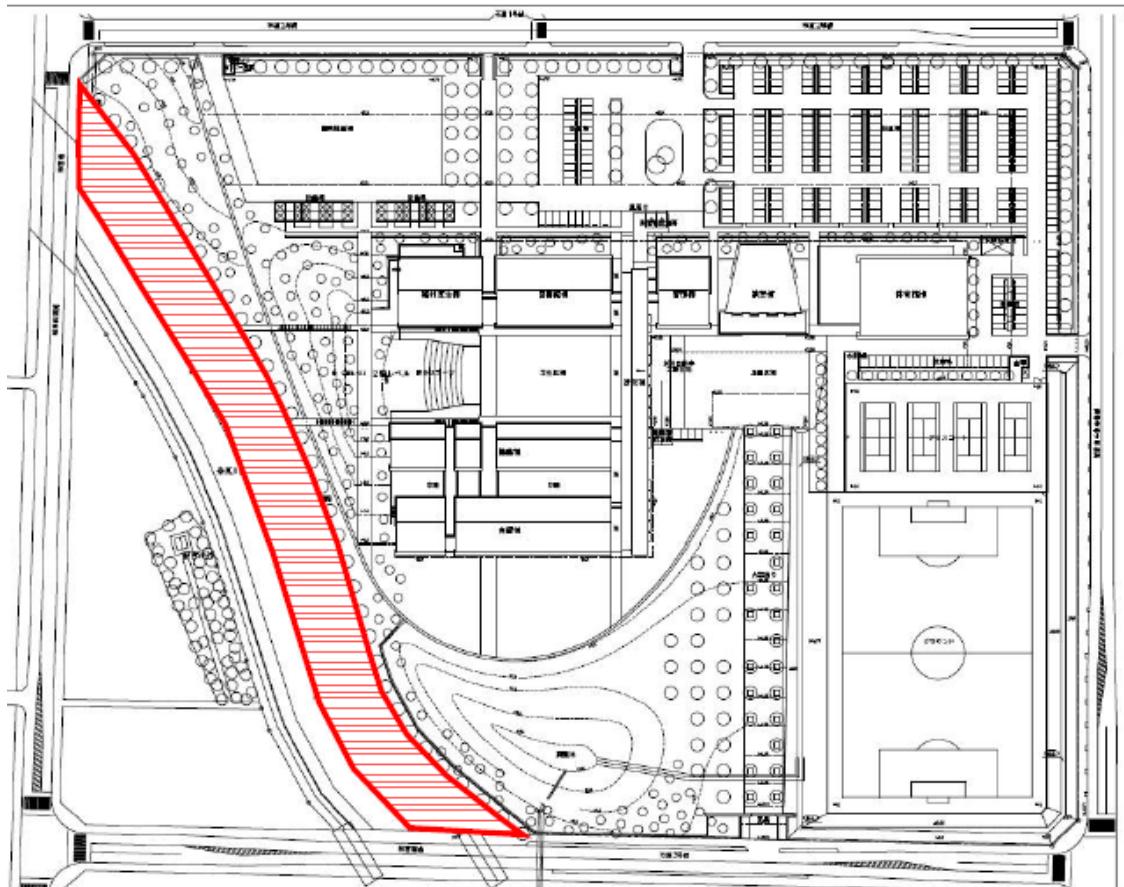
また、同条第5項に基づき、令和7年8月29日に開催された評価委員会において、本件については「認可することが適当である」との意見書が提出された。

3 地図

＜位置図＞



＜納付される土地（赤囲い部分）＞



4 認可日

本議案の議決日